

## I 余裕教室活用の基本的な考え方

### 1 余裕教室の現状

- 人口急増期（昭和40年代後半～50年代）の学校建設推進
- 児童生徒数の最大ピーク  
（小学生：昭和56年92,192名 中学生：昭和61年45,260名）
- 昭和60年代から少子化傾向や中心市街地の空洞化、大規模団地の成熟による児童生徒数の減少が進み、量的整備が進められた学校を中心に余裕教室が発生
- その後も児童生徒数減少が進み、平成9年5月1日現在で余裕教室数が小学校1,015教室、中学校403教室  
（小学生：47,982名 中学生26,349名）

### 2 教育環境の充実 ～児童生徒の学習の場・生活の場である学校施設の「ゆとり」と高機能化を図り、教育環境を豊かに整える～

#### (1) 千葉市における学校教育施設の整備状況

- 国の学校施設整備方針に基づく整備方針見直し
- 多くの学校建設が昭和60年以前の児童生徒急増期に行われ、何よりも普通教室の整備に注力する必要があった
- 昭和60年度より余裕教室の増加を見据えた教室改善対策事業の推進（視聴覚室等）
- 平成3年度以降の新設校での新たな整備
  - ◆ 多目的室・視聴覚室・コンピュータ室の新たな整備
  - ◆ 保健室の拡張／会議室・資料室・印刷室の当初設置
  - ◆ 各学年ごとに多目的に活用するスペース
- 人口急増期に建設された学校と新設校で教育環境の較差が発生

#### (2) 中央教育審議会の学校施設整備に関する答申から

- 第15期中央教育審議会の平成8年7月第一次答申

- 学校教育の在り方として、「生きる力」の育成を基本とし、自ら学び、自ら考える教育へ転換を目指す
- 「ゆとり」ある教育環境の中で、一人一人の子供を大切にしたい教育活動を展開すべき
- 子供たちの学習の場であり、生活の場である学校施設などの教育環境を豊かに整えることは、子供たちの健やかな成長・発達を促し、豊かな人間性を育む上で、極めて大切なことである
- 具体的方針として、ランチルーム等整備によるゆとりと潤いある環境、多目的スペース等整備による個に応じた指導ができる環境づくり、情報ネットワーク環境・学校図書館の充実に取り組む必要性

#### (3) ゆとりある教育環境の整備・充実を目指して

##### ① 余裕教室活用の方向

- 基本的に平成5年4月に文部省が示した「余裕教室活用指針」の考え方に基づく
- 従来の量的整備から質的な整備へ方向転換時期を迎えており、余裕教室が生じている現状は、既存施設の質的整備に対応するよい機会
- しかし、千葉市の場合、いくつかの大規模開発が進行中であり、今後も新しい開発が計画されている
- 余裕教室の活用は、将来的な学級増による教室不足が発生しないよう「一時的余裕教室」を計画的に確保しつつ、教育環境整備充実のための「余裕教室」の活用を図る必要がある
- 今後学校で不要となることを見込まれる「空き教室」についても、中長期的な展望をもとに十分に検討を行い、その活用を図ることが必要である

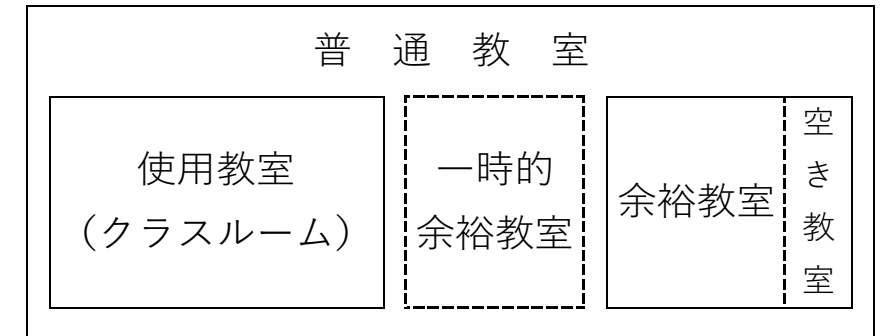
##### ② 一時的余裕教室の確保

- 各学校において、学級数の将来推計を勘案して、当面特定の用途目的のスペースに改造せず留保しておく「一時的余裕教室」を確保する必要がある
- 「一時的余裕教室」の確保に当たっては、予想される学級数の増加だけでなく、学年毎の学級数の変動への対応等、各学校が将来とも良好な教育環境を維持できるよう検討する必要がある

##### ③ 教育環境充実のための余裕教室の活用【表1】

- 余裕教室活用の具体化について、国の「余裕教室活用指針」、中央教育審議会の答申、国における校舎基準面積の改訂、既設校と新設校の施設整備の状況、他市の整備状況等を参考に検討
- 結果として、千葉市が教室改善対策事業の整備計画に基づき進めているコンピュータ室・視聴覚室・保健室・多目的室・コンピュータ室及び視聴覚室準備室の整備に加え、概ね「7教室」を各学校の教育環境充実のために活用することとする
- 学校ごとの計画策定に当たっては、それぞれの実情を十分考慮して、弾力的に考えることが必要
- 余裕教室の活用例については、将来的に特別教室の新たな整備基準として検討を要するものもあるが、当面は学校独自の創意工夫により活用を図るものとする

#### (参考) 余裕教室の捉え方と用語について



- 【一時的余裕教室】現在はクラスルームとして使われていないが、将来の学級数の増加、学年毎の学級数の変動その他の理由により、当面特定用途目的のスペースに改造せず留保している普通教室
- 【余裕教室】将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室
- 【空き教室】余裕教室の内、将来計画がなく当該学校では不要となると見込まれる普通教室

表1：標準的な活用例

学習スペース	生活・交流スペース	管理スペース
多目的スペース	ランチルーム	教育相談室
図書スペース	ラウンジ	進路相談室
生活科スペース	和室	教材室（資料室）
特別教室等のスペース	児童生徒更衣室	会議室（研修室）
外国語科のためのスペース	児童・生徒会室 等	職員休憩室
環境学習のためのスペース		職員更衣室
国際理解のスペース 等		P.T.A会議室

### 3 学校施設の学校教育以外の活用について

#### (1) 学校施設の開放等

- 中央教育審議会の答申では、家庭や地域社会とともに子どもたちを育てる場、地域の人々の学習・交流の場、地域コミュニティの拠点としてふさわしい整備を推進していく必要があるとして、余裕教室を含む学校施設の開放（または転用）について述べられている
- 文部省の通知では下記をそれぞれ報告事項として取り扱うこととしている

「余裕教室を老人福祉施設へ転用する際の財産処分の取扱いについて」（平成7年4月）

「余裕教室を備蓄倉庫等の地域防災のための施設に転用する際の財産処分の取扱いについて」（平成7年6月）

- 千葉市新行政改革大綱で、余裕教室（空き教室）の福祉施設としての活用や防災対策施設としての活用について述べられている

- 現在千葉市では、放課後児童対策事業として「子どもルーム」への教室開放実施や、阪神淡路大震災の教訓から小学校の余裕教室を転用して備蓄倉庫として活用している
- しかしながら、**教育施設としての学校をその他の目的に開放（または転用）することについては、児童生徒や学校教育全般に与える影響も予想されるため、慎重に進めるべきであるとの意見が多かった**
- 学校教育では、「新しい学力観」への対応が求められている時でもあり、今後の余裕教室活用の具体的検討の際には、十分配慮し反映されるよう要望する

**(2) 地域開放に向けた条件整備【表2】**

- 学校施設は児童生徒の学習環境や生活環境の充実のため有効活用することを第一義としながらも、児童生徒数の減少により余裕教室の発生は必然的
- 一方で、高齢化社会の到来とともに市民一人ひとりの生涯学習に対する気運も高まっており、身近で利用できる公共施設の場の提供が求められている
- 学校は地域の中核施設としての役割を担っており、「余裕教室の方向」「一時的余裕教室の確保」「教育環境充実のための余裕教室の活用」で述べた**学校施設充実のための活用**を図ったうえで、なお**「空き教室」を有する学校については、市民の学習や交流の場として、高齢化社会の到来に備えた公共施設として、社会教育施設や福祉施設・防災対策施設等の活用について、積極的な検討が必要**
- その際は、開放（または転用）後の学校教育等への影響を考え、表の条件の基に検討するとともに、**教育委員会の了解と学校長の許可を得て活用を図っていくものとする**

**(3) 社会教育施設・社会福祉施設等の活用【表3】**

- **「空き教室」の学校教育施設以外への活用は、開放の際の条件整備を図ったうえで慎重に進めることとする**
- ただし活用施設によっては、同じフロアにまとまった「空き教室」がなければ活用できない等の制約が生じる場合もあり、「空き教室」の数だけで判断せず、その実態を把握する必要がある
- 具体的な活用については、社会的な要請等を考慮し、表のような活用が考えられる

**表2：学校施設の開放（または転用）の際の条件**

<p>① 落ち着いた学習環境を確保し、学校教育に支障をきたさないようにする。 (別棟が望ましい)</p> <p>② 学校職員が施設運営等にかかわることのないように、独自の管理運営体制を整備する。</p> <p>③ 施設使用の際に考えられる利用者の動線の確保、安全性や利便性、学校教育への影響を考慮した施設の改修を図る。</p> <p>④ 将来、大規模開発や集合住宅の建設等により、児童生徒数が急増し、教室不足が生じた場合や利用目的に変更が生じた場合には、施設の移転等を行う。 ※ なお、予算措置や移転に伴う手続き等は利用者で対処する。</p>
---

**表3：空き教室の学校教育以外の活用例**

活用例	例示理由
① 社会教育施設 (生涯学習等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の生涯学習への機運が高まり、職業人・主婦・高齢者などが身近で学習できる場の提供が求められている</li> <li>・ 生涯学習の場として、コミュニティセンターをはじめ図書館・公民館等が利用されているが、学校は地域の拠点として市民に親しまれている</li> <li>・ 市域に適正に配置されている公共の施設である</li> </ul>
② 防災対策施設 (備蓄倉庫等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阪神大震災の際に、学校が避難場所としての役割を担っていた(地域の拠点施設)</li> <li>・ 災害対策は緊急を要する課題であり、地域住民にとって災害対策施設の整備は必要不可欠である</li> <li>・ 備蓄倉庫は、防災対策品の蓄えであり、学校教育への影響は少ない。むしろ、防災教育の一環としての活用が考えられる。</li> </ul>
③ 福祉施設 (デイサービス、 デイケア施設、 子どもルーム等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉施設としての活用については、財産処分や大規模な改修工事を伴うが、老人のデイケア・デイサービス等、他市で実施されている(別棟の転用)</li> <li>・ 昭和40年より学校の教室等を子どもルームに開放しており、現在22の学校で実施している(*) (昭和48年以降は全て学校外で対応)</li> </ul>

\*表中の数値は平成9年当時のもの

**(4) 子どもルーム・備蓄倉庫としての活用**

**① 子どもルームとしての活用**

- 千葉市では、昭和40年より青少年健全育成事業の一環として、小学校の教室等を利用し「学童保育所」を設置
- 学校内ルームは使用教室や管理運営面等に解決すべき課題も多く、早急に対策を講じなければならない
- しかし、これまでの教室利用実績や千葉市新行政改革大綱での「空き教室」の子どもルームとしての活用に関する指摘から、当該校や地域の実情を十分検討のうえ、可能な限り考慮すべき

- 今後新たに子どもルームとして活用する際には、開放の際の条件整備が必要であり、空き教室も含め、学校教育施設という幅広い視点から活用を図るとともに、**学校施設以外の公共施設の活用についても併せて検討すべきである**

**② 備蓄倉庫としての活用**

- 阪神淡路大震災の教訓から、防災拠点の役割を担う施設の一つとして、各中学校区内の小中学校1校に備蓄倉庫の配備と耐震性井戸を整備する計画が策定され、備蓄倉庫は原則として、学校の余裕教室を利用することとされた
- 児童生徒への防災教育の充実の観点からも、**余裕教室の活用として優先的に進めていくべき**

**II 普通教室以外の学校施設活用の視点について  
(特別教室、体育館、校庭の開放)**

➤ 第15期中央教育審議会「第一次答申」

- 子供たちの教育は、学校・家庭・地域社会がそれぞれ適切な役割分担を果たし、相互に連携して行われることが**重要**
- 学校は、地域社会の子供や大人に対する学校施設の開放や学習機会の提供などを積極的に行い、地域社会の拠点として様々な活動に取り組む必要がある

- 千葉市では、昭和50年に「千葉市立学校の学校体育施設開放に関する規則」を定め、小・中学校の体育館、運動場、プールを夜間や休業日に地域の住民へ開放し、地域コミュニティの拠点としての役割を担ってきた
- 近年、生活水準の向上、余暇時間の増大や高齢化の進行に伴い、生涯学習への機運が高まっており、市民一人一人にとって幅広い分野での学習の機会や場の提供が求められている
- 千葉市では市民の要求に応える生涯学習の場として、公民館・図書館等を整備してきたが、多様化・高度化する広範な学習要求に対応する身近な施設として、新設校の建設にあたっては、将来的な学校開放を視野に入れた整備を行っている
- **今後は既設校についても、余裕教室の活用についての検討に留まらず、管理運営面の確立を図ったうえで、コンピュータ室や図書室・音楽室等の特別教室についても開放を視点とした検討がなされるべきである**